し書若しくは第二項ただし書又は第四十六条の三第一項ただし書に規定する場合にあっては、当該財産の処分に関する計画についての通則法第三十五条の五第一項の認可に係る申請の日）における帳簿価額（現金及び預金にあっては、申請の日におけるその額）が五十万円以上のもの（その性質上通則法第四十六条の二又は第四十六条の三の規定により処分することが不適当なものを除く。）その他農林水産大臣が定める財産とする。

（監事の調査の対象となる書類）

第三条　研究機構に係る通則法第十九条第六項第二号の主務省令で定める書類は、次に掲げる法令の規定により農林水産大臣及び財務大臣に提出する書類とする。

一　（略）

（削る）

二　（略）

（農林水産省組織規則の一部改正）

第四条　農林水産省組織規則（平成十三年農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（生産資材対策室及び生産専門官）	（生産資材対策室及び生産専門官）
第三十八条　（略）	**第三十八条**　（略）
2　生産資材対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。	2　生産資材対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一・二　（略）	一・二　（略）
（削る）	三　農業機械化の促進に関すること。
3・4　（略）	3・4　（略）
（生産部の所掌事務）	（生産部の所掌事務）
第百六十三条　生産部は、次に掲げる事務をつかさどる。	**第百六十三条**　生産部は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～八　（略）	一～八　（略）
（削る）	九　農業機械化の促進に関すること。
九～十六　（略）	十～十七　（略）
（生産技術環境課の所掌事務）	（生産技術環境課の所掌事務）
第百八十七条　生産技術環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。	**第百八十七条**　生産技術環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～六　（略）	一～六　（略）
（削る）	七　農業機械化の促進に関すること。
七　（略）	八　（略）

附　則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

○農林水産省経済産業省令第一号

農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第三十五号）及び農業競争力強化支援法施行令（平成二十九年政令第二百六号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、農業競争力強化支援法施行規則を次のように定める。

平成二十九年七月二十八日

農林水産大臣　山本　有二
経済産業大臣　世耕　弘成

農業競争力強化支援法施行規則

目次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　事業再編計画（第四条―第十条）
第三章　事業参入計画（第十一条―第十五条）
第四章　株式会社農林漁業成長産業化支援機構の行う事業再編等支援業務（第十六条・第十七条）
第五章　雑則（第十八条―第二十三条）
附則

第一章　総則

（法第二条第五項第一号の主務省令で定める措置）

第一条　農業競争力強化支援法（以下「法」という。）第二条第五項第一号の主務省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一　株式交換
二　株式移転
三　資産の譲渡又は譲受け
四　出資の受入れ
五　他の会社の株式又は持分の取得（当該取得により当該他の会社が関係事業者となる場合に限る。）
六　関係事業者の株式又は持分の譲渡（当該譲渡により当該農業生産関連事業者の関係事業者でなくなる場合に限る。）
七　外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの取得（当該取得により当該外国法人が外国関係法人となる場合に限る。）
八　外国関係法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの譲渡（当該譲渡により当該農業生産関連事業者の外国関係法人でなくなる場合に限る。）
九　会社又は外国法人の設立又は清算
十　有限責任事業組合（有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条に規定する有限責任事業組合をいう。）に対する出資
十一　保有する施設の相当程度の撤去又は設備の相当程度の廃棄

2　前項の「関係事業者」とは、農業生産関連事業者がその経営を実質的に支配していると認められる事業者として次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一　当該農業生産関連事業者が、その発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の五十以上に相当する数又は額の株式又は出資を有する事業者